

認可申請までの地元作業の流れ

法律で定められた手続き

準備委員会の発足 (代表者の選出)

勉強会・研究会等 (スケジュールの決定)

要請があれば勉強会等へ市から説明に行きます

総会・アンケート調査等で住民の意見を聞く

協定書 (素案) の作成

市と事前に協議してください

総会・アンケート調査等で協定書 (素案) についての住民意見を聞く

協定書・運営委員会規則等の決定
(総会等に諮りスケジュールや手続き等についても併せて説明しておく)

建築協定書作成

※建築協定書に定める事項
(建築基準法第69条及び70条)
A: 建築物に関する基準
建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、
意匠又は建築設備に関する基準
B: 協定の有効期間
C: 協定違反があった場合の措置
(D: 建築協定区域隣接地も定めることが可)

登記事項要約書等・合意書の回収

申請関係書類の作成

※認可申請に必要な書類
(天草市建築基準法施行細則第15条)
A: 建築協定書
B: 建築協定認可申請書 (市細則様式第15号)
及び下記添付図書
(1)建築協定締結の趣意書
(2)建築協定区域等を表示する図面
(3)代表者証明書及び合意書
(4)土地の所有者等の全員の住所、氏名、
権利の種別並びに権利の目的となる土地
及び建築物の所在地の一覧表
(5)土地および建物の登記事項証明書

認可申請書の提出 (正本及び写し各1部)

天草市長 (建設部建築課建築指導係)

公 告

この間の手続きに約3ヶ月必要

関係人の縦覧 (20日以上)

公開による聴聞会

建築協定の認可

認可書の交付

公 告

公告後に建築協定の効力発生

協定代表者へ

協定者へ認可書 (写) 配布

協定書の一般への縦覧